

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件									区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										人 員			金 額
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税
	内	X	X	X	X	-	-	X	X	X	X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人税
	内	X	X	X	X	-	-	X	X	X	X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合 計
	内	3	2	5	4	-	-	1	4	5	48,000		

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	X		X		X
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	X		X		X
合計	外	合計	外	合計	外
	X		X		X

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。  
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒類製造者	酒類販売業者														
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
	検挙	外	1	4	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処 理 件 数	通告処分	外	1	4	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 件 数
		外	1	4	11	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-		
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	税官吏告	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他発	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	
	外	404	-	-	404	-	404	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告処 罰金相当額	外	120	240	-	360	-	360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処 罰金相当額	
	外	400	800	1,409	2,609	-	2,609	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。  
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分		石油石炭税			たばこ税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分	
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越処 理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰 越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 16	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 16	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	360 2,609	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。  
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
	酒類等製造者	酒類販売業者																			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	1	4	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		通告処分
	計	外	1	4	11	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16		計
履行等件数	通告不る履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不る履行発	
	通告後訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後訴権消滅	
	通告履行	外	1	4	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通告履行	
計	外	1	4	11	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	計		
本年度未履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数	
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	外	120	240	-	360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	360	通告履行罰科金額相	
	外	400	800	1,409	2,609	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,609		

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者														
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	1	2,300	- 404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,300	- 404	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	78,416	-	-	-	-	11	78,416	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1,759,289	-	-	-	-	-	-	-	4	1,759,289	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	2,300	- 404	-	-	-	-	-	-	4	1,759,289	-	11	78,416	-	-	-	-	16	1,840,005	- 404	-	-	-
犯則者が判明し ないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-	第17条第1項	-	第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。